

## ●香川県選挙管理委員会告示第92号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により不在者投票を行うことができる施設として指定した高松市民病院について、平成30年9月13日その指定を取り消したので、平成19年香川県選挙管理委員会告示第13号（不在者投票を行うことができる施設として指定した施設）の一部を次のように改正する。

平成30年9月21日

香川県選挙管理委員会委員長 白井敏雅

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
1 病院			1 病院		
名 称	所 在 地	指定年月日	名 称	所 在 地	指定年月日
略			略		
独立行政法人地域医療機能 推進機構りつりん病院	略		独立行政法人地域医療機能 推進機構りつりん病院	略	
高松平和病院	略		高松市民病院	高松市宮脇町2-36 -1	昭和28年4月17 日
略			高松平和病院	略	
2～5 略			略		